

半田市認知症による行方不明高齢者等捜索機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症により行方不明になるおそれのある高齢者等の親族等に対し、行方不明高齢者等捜索機器（発信機・受信機）（以下「機器」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者等の親族等への機器の貸与に関すること。
- (2) 次条に規定する発信機利用者が行方不明になった場合における警察署、半田市社会福祉協議会その他関係機関（以下「関係機関等」という。）との情報共有に関すること。
- (3) その他機器の貸与に関し必要な事項

(発信機利用者)

第3条 機器のうち発信機を利用する者（以下「発信機利用者」という。）は、市内に在住する満40歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第3号にあっては、市内に在住する満65歳以上の者に限る。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定を受け、認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準ランクⅡ以上であること。
- (2) 認知症疾患の臨床診断を受けていること。
- (3) 認知症が疑われ、行方不明になるおそれのあること。

(機器貸与の対象者)

第4条 機器の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 発信機利用者の親族
- (2) その他市長が必要と認める者

(貸与の申請及び決定)

第5条 機器の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、半田市認知症による行方不明高齢者等搜索機器貸与申請書(様式第1)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかに審査し、審査の結果を半田市認知症による行方不明高齢者等搜索機器貸与決定(却下)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(発信機の貸与及び返却)

第6条 市長は、前条第2項の規定により機器の貸与を決定したときは、機器のうち発信機を速やかに申請者に引き渡すものとする。

2 発信機の貸与期間は、発信機の引渡しの中から、発信機利用者が死亡した時、第3条の規定に該当しなくなった時又は寝たきり等の理由により発信機の貸与が必要なくなった時までとする。

3 発信機の貸与が必要なくなったときは、速やかに市長に返却するものとする。

(受信機の貸与及び返却)

第7条 機器のうち受信機は、発信機利用者が行方不明となり、申請者及びその親族(以下「申請者等」という。)が警察署に行方不明者届を提出した後、当該申請者等の申出により当該申請者等に引き渡すものとする。

2 受信機の貸与が必要なくなったときは、速やかに市長に返却するものとする。

(利用料)

第8条 機器の貸与に係る利用料は、無料とする。

(利用上の注意)

第9条 機器の貸与を受けた者は、これを他の目的に使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 機器の貸与を受けた者は、機器の全部又は一部をき損又は滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

半田市認知症による行方不明高齢者等搜索機器貸与申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者 氏 名

住 所

電話番号

発信機利用者との関係（ ）

次のとおり半田市認知症による行方不明高齢者等搜索機器の貸与を申請します。

発信機利用者	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	住所	〒 ー 半田市		電話番号		
	該当項目	(1)	要介護認定あり	※市役所記入欄 認知症高齢者の日常生活自立度（ ）		
		(2)	認知症疾患の臨床診断あり	医療機関名（ ） 診断日 年 月頃		
		(3)	認知症疑いあり	※市役所記入欄 理由（ ）		
	特徴	身長：	cm	体重：	kg	
		体格：	太っている・ふつう・やせている		面型：	
頭髮：					眼鏡：あり・なし	
その他の特徴：						
添付資料	顔写真データ（原則6か月以内に撮影したもの）					

※半田市が取得した情報は事前に登録台帳へ登録します。

※発信機利用者が行方不明になった際、半田市が早期発見のため関係機関等に情報提供すること、また半田市が発信機の位置情報を検索することがあります。

半田市認知症による行方不明高齢者等捜索機器貸与決定（却下）通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました半田市認知症による行方不明高齢者等捜索機器の貸与について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

1. 決定

発信機	NO（ ）
受信機	申請者等は、発信機利用者が行方不明となった際は、速やかに警察署に行方不明者届を提出してください。警察署に行方不明者届を提出した後、当該申請者等の申出により当該家族等に引き渡すものとします。 【受信機の引渡場所】 半田市役所、半田市社会福祉協議会（雁宿ホール）、半田警察署 ※半田市社会福祉協議会については、開所している日及び時間内に限ります。
機器の貸与に係る注意点	1 機器は、半田市から貸与するものです。機器をその目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供したりすることは禁じられています。 2 機器の全部又は一部をき損又は滅失した場合には、直ちにその状況を市長に報告し、指示に従ってください。 3 機器を必要としなくなったときは、速やかに市長に返却してください。

2. 却下 却下理由：

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。